

神戸大学における成績評価方針

平成 27 年 7 月 22 日 全学教務委員会 決定
平成 27 年 9 月 3 日 大学教育推進委員会 決定
平成 31 年 1 月 23 日 全学教務委員会 一部改正
平成 31 年 3 月 7 日 大学教育推進委員会 一部改正
令和 4 年 3 月 31 日 理事（教育担当）裁定 一部改正

学士課程における成績評価方針について以下のとおり定める。

1. すべての授業科目について明確な到達目標及び成績評価基準を明示する。
秀、優、良、可及び不可の評価基準は、神戸大学共通細則に定めた次のとおりとする。
秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
可 学修の目標を達成している。
不可 学修の目標を達成していない。
2. 各学部及び教養教育院の各教育部会では開講授業科目の成績評価に関する情報を共有し、担当教員による成績評価の差を小さくするための工夫を行う。
3. 同一の授業科目を複数開講し、複数の教員が担当する場合は、担当教員間で成績評価基準等の調整を行うものとする。
4. 「秀」は特に優れた成果を収めたとの評価であることから、履修者の概ね 10%程度を上限とすることを全学的な目安とする。
5. 各部局は、「秀」と「優」の合計比率を履修者の概ね 40%程度を上限とすることを目安とする。
6. 各学部及び教養教育院の各教育部会は、特別な理由により上限を適用しない授業科目を定めることができる。